

グループホームみかわ 重要事項説明書

あなたに対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の提供開始にあたり、厚生労働省令に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話及び日常生活の中での機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の管理者及び介護従業者は、事業利用者の人格を尊重し、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成し、それに基づき必要なサービス等を行うことにより、家庭的で落ち着いた雰囲気の中での生活を営むことができるよう、援助を行います。

「重度化した場合における対応に係る指針」を定め医療連携体制を整えます。

2 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

法人名	社会福祉法人さくら福祉会
法人代表者	理事長 佐藤 正視
所在地	山形県酒田市中牧田字丸福 171
電話番号	0234-62-2941
FAX番号	0234-61-4016
インターネットアドレス	http://sakura-welfare.sakura.ne.jp/
事業所名	グループホームみかわ
事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定番号 山形県 第0673000683号
事業所の所在地	山形県東田川郡三川町大字青山字箴元 22-1
事業所の電話番号	0235-68-1088
事業所のFAX番号	0235-68-1081
通常のサービス提供地域	三川町 鶴岡市 酒田市
共同生活住居数	2ユニット（個室18室）
定員	A棟ユニット9名、B棟ユニット9名 計18名
共用施設（ユニット毎）	食堂・台所・居間・洗濯室・浴室・トイレ等

(2) 当事業所の職員体制

職 種	A 棟		B 棟		職 務 内 容
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
管理者（兼務）	1名	—	1名	—	業務の一元的な管理
計画作成担当者（兼務）	1名	0名	1名	0名	介護計画の作成、関係機関との調整
看護師（兼務）	1名	0名	1名	0名	利用者に対する日常的な健康管理
介護従事者（兼務）	6名	0名	4名	3名	利用者に対し必要な介護及び支援を行う

3 利用料金

(1) 利用料（介護保険給付サービス）

基本サービス（1日につき）

基本サービス	介 護 区 分	介護サービス費	1割負担	2割負担	3割負担
(介護予防) 認知症対応型共同 生活介護費Ⅱ	要支援2	7,490円	749円	1,498円	2,247円
	要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
	要介護3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
	要介護4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
	要介護5	8,450円	845円	1,690円	2,535円

各種加算（1日につき）

加 算 項 目	介護サービス費	1割負担	2割負担	3割負担	備 考
医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	370円	37円	74円	111円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22円	44円	66円	介護職員のうち ① 介護福祉士70%以上 ② 勤続10年以上介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	18円	36円	54円	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円	① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上（看護・介護職員のうち） ③ 勤続7年以上30%以上
初期加算	300円	30円	60円	90円	入居日より30日間
若年性認知症利用者受入加算	1,200円	120円	240円	360円	
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	3円	6円	9円	認知症日常生活自立度Ⅲ以上
入院時費用	2460円	246円	492円	738円	入院期間中に1か月最長で6日間、月をまたがる場合は最大で12日分まで算定

看取り介護加算	720 円	72 円	144 円	216 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	1,440 円	144 円	288 円	432 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	死亡日前日及び前々日
	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	死亡日
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1 ヶ月の総所定単位数の 17.8%				

- ※1 医療連携体制加算及び看取り介護加算については、要支援 2 は対象外となります。
- ※2 サービス提供体制強化加算については、職員配置状況によって（Ⅰ）イ～（Ⅲ）のいずれかを算定いたします。
- ※3 法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、いったん利用料金を全額お支払いしていただくこととなります。その際はサービス提供証明書を発行いたします。

(2) その他の利用料（介護保険対象外サービス）

項 目		料 金
食費	朝食（1 食分）	420 円
	昼食（1 食分）	590 円
	夕食（1 食分）	540 円
家賃（管理費）（1 日分）		1,100 円
水道光熱費（1 日分）		500 円

上記以外の利用者負担が適当な費用は実費となります。

- ・医療に関する費用
- ・理美容料金
- ・オムツ等の使用分
- ・個人的に使用する日用品（衣類、化粧品、歯ブラシなど）
- ・個人的に使用する介護用品
- ・個人的に購読する新聞、雑誌などの購読料

(3) 料金のお支払い方法

事業者は、契約者に対し当月の料金の合計額の請求書に明細を添付して、翌月 10 日までに通知します。

支払いは、当事業所指定の金融機関への口座振替となります。（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いとなります。）

なお、口座振替による支払いが契約者の特段の事情により困難な場合には、現金での支払いや、振込による支払いの相談も受け付けます。

現金での支払いや、振込による支払いの場合は、翌月末日までの支払いとなります。

4 サービスの内容

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等や日常生活上の援助、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等
保険対象外サービス	上記以外のサービス（家賃・食事・光熱費・日常生活用品費等）

5 サービスの利用方法

(1) 介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

常時医療機関などにおいて治療をする必要がある場合等、やむを得ない事情によりサービス提供を終了させていただく場合がございます。

「グループホームみかわ契約書」 第11条（事業者の契約解除）のとおり

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援1又は非該当（自立）と認定された場合
- ・ 介護保険施設に入所、入院した場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

イ 次の場合、利用者は即座にサービスを終了することができます。

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 守秘義務に反した場合
- ・ 利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

ロ 次の場合、当事業所は、即座にこの契約を終了させていただく場合があります。

- ・ 正当な理由なく支払うべき費用を1カ月以上遅延し、事業者が契約者に対し、料金を支払うように勧告したにもかかわらず30日以内に支払われず、さらに文書により7日以上の間を定めて督促するも、その期間内に滞納額を全額支払われない場合。
- ・ 利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続し難い背任行為を行った場合

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、利用者家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の発生状況や事故に際してとった処理について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7 身体拘束

利用者に対して、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他行動を制限することはしません。

8 緊急時における対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、主治の医師にまたは協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

なお、緊急連絡先につきましては、ご契約時に指定いただいた連絡先とします。

9 非常災害対策

非常災害時の対応	「グループホームみかわ消防計画」により対応します。			
防災設備	火災報知機	あり	防火扉・シャッター	なし
	誘導灯	あり	室内消火器	あり
	ガス漏れ感知機	なし	非常通報装置	あり
	漏電火災警報器	あり	スプリンクラー	あり

防災訓練・・・避難、救出、夜間想定を含め年2回以上の訓練実施

防火責任者・・・梅津 紀宏

10 当事業所のご利用にあたっての留意事項

(1) 面会

面会は午後8時までとさせていただきます。また、面会時に他の利用者の迷惑となるような行為は慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(2) 外泊、外出

利用者が外泊、外出する場合には7日前までにお申し出下さい。

7日前までにお申し出が無い場合には、食事キャンセル料として、食費相当額をご請求させていただきます。

(3) 飲酒、喫煙

利用者の飲酒、喫煙は当事業所が指定する場所をお願いいたします。

(4) 設備・器具の利用

建物や備品及び貸与物品は大切に扱うようお願いいたします。

(5) 所持品の持ち込み

所持品を持ち込む場合は事業所にお申し出下さい。

(6) 宗教活動・政治活動の禁止

事業所内での利用者以外の第三者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。

(7) 入居に際してのお願い

認知症のある方を拘束しないで入居していただく場合、転倒等事故が起こることを防げないこともあります。このような場合、協力医療機関等で最善を尽くしますが、不可抗力で事故が起こりうることを、あらかじめご了承下さいますよう、よろしくお願いいたします。

1 1 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者 管理者 梅津 紀宏

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時30分

電話番号 0235-68-1088

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

三川町役場 健康福祉課 福祉介護支援係

受付時間 8時30分～17時（土日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

電話番号 0235-35-1737

鶴岡市役所 長寿介護課

受付時間 8時30分～17時15分（土日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

電話番号 0235-25-2111（代表）

酒田市役所 健康福祉部 高齢者支援課

受付時間 8時30分～17時15分（土日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

電話番号 0234-26-5363

山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護サービス苦情処理室

山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地

受付時間 9時～16時（土日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

電話番号 0237-87-8006

1 2 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について 第三者の観点から評価を行っています

【実施の有無】	有／令和5年度分
【実施した直近の年月日】	令和6年3月22日
【第三者評価機関名】	エールフォー・ユー
【評価の開示状況】	運営推進会議、契約時に説明 御家族へ送付

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 さくら福祉会
事業所 グループホームみかわ
所在地 山形県東田川郡三川町大字青山字箴元 22-1
管理者 印
説明者 印

契約書および本書面により、事業者から(介護予防)認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け同意し本書面を受領しました。

令和 年 月 日

[利用者]

住 所
氏 名 印
電 話

[利用者代理人]

利用者との関係 :

住 所
氏 名 印
電 話